



海外居住を予定
されている加入員の皆様

海外転居しても事前手続をすれば 基金に引き続き加入できます！ 渡航前の手続をお忘れなく！

法律改正(確定拠出年金法等の一部を改正する法律)により、平成29年1月1日から、国民年金基金の加入資格が一部変更されました。
海外転出される方は、以下のお手続をお願いいたします。

従前は、海外転出し住民票が異動すると、国民年金基金は資格喪失となってしまいましたが、平成29年1月1日から、海外転出前にお手続をとることにより、国内と同じ条件で基金に引き続き加入できることとなりました。手続は以下のとおりです。

<海外転出前に必要な手続>

(1) 国内での基金加入に関して、基金の資格喪失手続をとる。

当基金への提出書類:①資格喪失届、②転出(出国)予定日記載の住民票の写し等(原本)

(2) 国民年金(基礎年金)に関して、「任意加入」の手続をとる。

役所の年金窓口又は年金事務所にて、必ず渡航前に手続が必要です。

<基金の資格喪失後3か月以内に必要な手続>

(3) 国外での基金加入に関して、基金の加入申出手続をとる。

海外転出後は協力者の方に代行願います。

当基金への提出書類:①加入申出書、②加入申出書別紙(海外居住者)※1

※1 国内で各種手続を代行する親族等協力者をお届けいただきます。

③「国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書」の写し※2

※2 発行され次第追加提出してください。

★必ず、海外転出前に、上記(1)(2)の手続をおとりください。(1)の資格喪失後3か月以内に(3)の加入申出がされなかった場合や、海外転出後に(2)の国民年金任意加入をされた場合や、海外転出日より前に弁護士登録を取り消した場合は、同じ条件で引き続き加入することができません。再加入の扱いとなり、掛金が変わる可能性があります。

★在外で当基金に加入するには、海外転出日時点で、当基金の加入員であることが必要です。当基金に加入履歴のない方は、在外での当基金への加入はできません。

★在外で当基金に引き続き加入された場合は、海外転出中は、弁護士業務に従事しなくても基金加入資格は喪失となりません。

★在外で基金に引き続き加入された場合の掛金は、所得控除の対象にはなりません。

★掛金引落は、基金が指定する金融機関の国内開設口座のみご指定いただけます。

★在外で基金に引き続き加入された場合、国民年金保険料の納付委託はできません。

★帰国後引き続き国内でも基金への加入を御希望される場合は、帰国時に改めて基金の資格喪失手続、国民年金(基礎年金)の任意加入から1号被保険者への切り替え、基金への加入申出手続が必要となります。

※必要書類等、手続詳細は、海外転出前に、基金事務局にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 日本弁護士国民年金基金

〒100-0013東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14F

TEL:03-3581-3739 FAX:03-3581-3720

ホームページ: <http://www.bknk.or.jp>

2021年5月現在